

議事日程（第5号）

平成24年3月16日（金）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第11号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第9号）（質疑・討論・採決）
議案第12号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（質疑・討論・採決）
議案第13号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）
（質疑・討論・採決）
議案第14号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
（質疑・討論・採決）

議案第 15 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 4 号）
（質疑・討論・採決）

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） おはようございます。申し上げます。

本日は、本来であれば休会日となっておりますが、昨日に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において11番議員 五十嵐謙吉君、12番議員 高野善兵衛君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 暫時休議させていただきます。

(午前10時01分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午前10時02分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2，議案第11号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

昨日の遠藤宗弘議員の質問に対して、当局が答弁したところから続けます。

訂正いたします。

質問に対して議事進行のほうで止まりましたので、当局のほうの答弁を求めます。

資料の配付をいたします。（資料配付）

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 昨日のご質問で、私のほうでお答えできなかったところがございますが、大変準備不足もございまして申し訳ございませんでした。今日、分かりやすいような形で義援金と補正予算上のお金の動きということで表を作ってみましたので、その説明資料に基づいて、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、義援金の関係でございますが、まず、一番左側に区分としまして年度、22年度、あと平成23年度の6月補正の分、また、3月補正、合計というふうなことで整理をいたしました。歳入のところでございますが、歳入の中で収入ベースと申しますか、これだけ収入があったということで、まず、平成22年度につきましては震災直後ということもございまして、歳入の関係の処理が災害給付金1本でやっていたところございましたが、いろいろご指摘もございまして、その後、義援金に当たる分はということで、22年度の分としまして義援金分として1,410万6,110円を確認して、そこに今回計上してございます。

また、23年度につきましては、その①にございます現在まで7,397万1,237円の義援金としての収入がございますので、その一番上の22年度分の1,410万6,110円と、その下の①の7,397万1,237円を足しまして、こ

れまで義援金としていただいている分が合計でまず、8,807万7,347円となります。その右側に歳出ということでございますが、そのうちの歳出のベースというところで22年度分は昨日も申し上げましたが、なかなか22年度中に配付できる状況もございませんでしたので、23年度で対応するようなことで考えておりました。23年度につきまして、まず、昨年の23年7月8日に山木屋地区を対象に6,235万円を配分いたしました。23年度分の配分の合計が同額でございますが、6,235万円で、これ④ということで表示してございます。先ほどの収入ベースの合計額が③の8,807万7,347円でございますが、あと昨年配付した分が④、6,235万円でございますが、③から④を引いた残りということで一番下に記載してございますが、2,572万7,347円ということになりました。今回、3月の補正予算に計上してございます金額が、この右側の歳出のところの一番右端に予算計上額ということで、山木屋地区に配分というふうに記載してございます右側の金額が2,572万7,000円ということで、今回、この分の補正をしたところでございます。また、戻っていただきまして、歳入の予算計上額ということで、23年度の6月、これ②というふうに表示してございますが、この②の分で6月の補正予算で歳入としまして5,641万2,000円を歳入に見ておりました、あと歳出が同じその横の列の並びに一番右側に予算計上額とございますが、ここで予算は6,260万円計上しましたが、その左側支出ベースですか、先ほど申し上げました23年7月8日に6,235万円をその予算の中から支出をして、見舞金として支給をしているという中身でございます。義援金の歳入と歳出、の内訳については、この表のとおりとなっております。

続きまして、次のページでございますが、これは今回の補正予算書を見た場合のそういった義援金等、特定財源と言いますか、一般財源以外の財源の動きも含めた説明を書いておきました。それで、まず、半分から右側の上の方にちょっと網掛けしたところがありますが、1-36-10という事業番号で、ここの事業費としましては災害救助費臨時経費という事業を持っております。それで、その下の網掛けの一番上の23年6月22日の補正第3号ということで、先ほどの説明と重なるわけでございますが、予算として6,260万円を計上しまして、財源の内訳としまして、先ほどの歳入のAのところと同じ義援金分としまして、その内訳としましては5,641万2,000円。あとその右側に一般財源として書いてありますけれども、618万8,000円につきましては、これは平成22年度分につきましてはなかなか配付できる状況にもございませんでしたので、23年度分として義援金分を明確にしながら対応しようということにしたんでございますが、ただ、22年度から持ってきた段階で一般財源というふうに記載しておりますが、これは22年度分の義援金相当分でございます。また、その下の段、網掛けのところでございますが、これは今回の補正第9号の中身でございますが、見舞金としまして2,572万7,000円を計上してございますが、その内訳としまして義援金分が1,755万8,000円、あとその残りの分としまして上の段と同じでございますが、81

6万9,000円は22年度から持ってきた分の財源として措置をしているというふうな中身でございます。あとその下の網掛けをしていないところでございますが、これは23年5月31日に補正第1号の中身でございますが、家屋の全壊、半壊見舞金としまして488万円分につきましては、この段階では一般財源の対応としております。また、その下の23年8月26日、補正第4号の中では、全町民に対する見舞金、この分は山木屋地区を除いておりますけれども、1億4,727万円を予算化しまして、そのときに財源の内訳として災害対策寄附金が1,420万6,000円ございましたので、その分を見込むとともに、あと残りの分は一般財源で1億3,306万4,000円ということで、その時点での対応を記載してございます。今回の補正予算のこれは一番下になりますけれども、一番下の左側から財源の内訳ということで、一番上が原子力災害の住民交流事業とか、その次が被災情報提供紙配付委託金11万5,000円、その下が応急仮設住宅支援補助金158万8,000円、その下に災害対策寄附金927万4,000円、あと一番下が義援金1,755万8,000円ということで、その右側を見ていただきますと、今回の見舞金として2,572万7,000円でございますが、もう一度左側に戻っていただきまして、左側の下から2番目に災害対策寄附金927万4,000円がございまして、これは今回の財源充当の中では1-36-10の事業の中での財源として充てておりますけれども、その上に米印で記載しておりますが、この災害寄附金927万4,000円を充当するために、その右側に書いてあります補正4号の分の一番右側に一般財源1億3,306万4,000円とございますが、その分を一般財源で出したものに、今回は財源の中で特定財源というふうなことで入ってきておりますので、前回一般財源としたものに振替をしてということで、一般財源1億2,379万円、その分を振り替えした後の一般財源の残りが1億2,379万円というふうな形で、今回の歳出に伴う財源の充当の充て方の整理はこのようなことで、先に一般財源として対応していた分に対して、今回の災害対策寄附金は充てておりますので、この一番最初の表の義援金の中身でご覧いただいたように、義援金としていただいた合計額8,807万7,347円につきましては、すべて2回に分けて、今回の予算措置2,572万7,000円を措置することによって配付されるような、端数若干ありますけれども、配付されるような計画で今回、補正をしたところでございます。一応このような形でちょっと表として整理してみましたので、こんなことで昨日答弁できなかった件についての説明とさせていただきます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） はい、議事進行。

○2番（高橋道弘君） あのですね、今の説明は、私から言わせればごまかしでしょう。なんでこういう分かりにくいことになったのかということを書いていないじゃないですか。もともと前の去年の5月ころかな、私が災害寄附金と義援金の区別をちゃ

んとしているのかと、0円だと答弁したんだよ、副町長、あのときここで。そういう意味では0円ですと。そんなことないべ、あるでしょうと言ったら、その後、議会には何も言わなくてだよ、4,800万円ありますと災害広報に出したじゃないですか、2日後に。要は災害義援金というのは、一般財源に入れられるんですか、あなたは。管理の仕方がおかしいでしょう。だったら、災害寄附金の流れも書いて出してくださいよ、一緒に災害寄附金の流れも。だれも分からないでしょう、こんな表では。本来、歳計外現金で管理すべきものを一般財源に入れたのが間違いなんだというところから説明しなかつたらおかしいでしょう。なんでいつも取り繕って自分たちのミスはそっちに置いて、訳分からない表を作ってきて、こんなこと訳の分からない説明をするんですか。もともと一般財源に入れたのが間違いでしょう、一般会計に入れたのが。そこから始まらなかつたら説明つかないでしょう。だめですよ、議長、こんなことでは。ちゃんと整理してもらわないと。会計処理の仕方がそもそも間違っていたから、こういうふうに訳の分からない難しい話になっちゃっているんですよ、これは。そこからちゃんと整理して、もう1回提案し直してください、災害対策寄附金の流れも含めて。災害対策寄附金だって22年度もあったじゃないですか。それも一般財源にしているから、こういうことになっちゃうんでしょう。義援金も一般財源に入れた、災害寄附金も一般財源に入れた。それに相当分は出しましたから文句ないでしょうと。そうじゃないでしょう、会計管理の原則が違うじゃないですかと言うの。そこから全然そのことにはふれないでしょう、あなた説明で。そんなことでは納得できませんよ。ちゃんと整理してください、もう1回。

○議長（新関善三君） 議事進行で追加説明を求められております。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ご説明申し上げましたけども、確かに議員おっしゃるとおり、義援金について、こういった一般財源に入れてしまったというのは、大変申し訳なく思っております。ただいま災害対策寄附金の中身については、まだこういった形の整理をしてございませんので、整理した段階でまたお示しをしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。（不規則発言あり）その中身につきましても、またこれから整理をしてからお示しをしたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） それらの整理について、当局に求めます。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） ここで資料の提出できるまで、暫時休議いたします。

（午前10時20分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。（午前11時47分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 先ほど議事進行がありまして、それらの追加説明を当局から追加説明をいただきます。

資料の配付を直ちに行います。(資料配付)

資料の配付が完了いたしました。企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) 先ほどの災害対策寄附金の関係のご説明でございますが、その前に今般ですね、いろいろ議会からご指摘をいただきながらも、義援金を歳計外現金として処理をしなかったことにつきましては、大変私の方の間違いでありました。大変申し訳なく思っております。大変申し訳ございませんでした。お詫びを申し上げます。

それで、災害対策寄附金の関係の整理をしたものをA4判の横で整理いたしましたので、ご説明を申し上げます。まず、左側の一番左側が区分ということで、年度、あと合計、あとその次の欄が収入でございますが、その収入の中の左が収入ベースということで、どれだけ入ってきたかというものでございます。その次の予算計上額というのは、補正予算等で計上した額でございます。あとその右側の方が、歳出の関係の予算でございます。まず、支出ベースということで、支出した金額でございます。歳出の中の予算計上額ということで、それぞれ補正予算の中で計上した金額でございます。一番右側は、そのどういうふうなものに充てたかということでございます。それで、まず、左側の収入の方からでございますが、これ災害対策寄附金の関係でございますが、平成22年度につきましては先ほども申し上げましたが、最初1本で災害寄附金ということで収入をしておりましたが、これも議会の方の指摘をいただきまして、その後で寄附金なのか義援金なのかというふうに振り分けをしまして、寄附金の分としまして859万8,600円でございます。あとその次の平成23年度の3号補正で6,847万6,702円を補正しております。その下の4号補正では、1,490万9,000円を補正しております。あと今回の9号補正で927万4,000円、11万6,000円を計上しております。これを21年度分から合わせた合計で1億55万6,427円でございます。その右が予算の計上額ということでございますが、23年度の3号補正で6,847万6,000円を補正しております。あとその下の4号補正では、1,420万6,000円を補正しております。あと今回の9号補正では、927万4,000円を補正しております。合わせて一番下の9,195万6,000円でございます。あと右側の歳出関係でございますが、まず、一番上の22年度分につきましては、859万8,600円につきましては23年度の方に持ってきてまして、一般財源の中での対応しております。また、その次の3号補正の6,847万6,802円につきましても、災害関係の経費の方へ一般財源の中での対応してございます。また、4号補正の1,420万6,000円につきましては、山木屋地区以外の見舞金の方に充てております。また、今回の927万4,000円につきましても、山木屋地区以外の方の見舞金の方に充てておりまして、歳出の方の支出ベースでは、歳入の1億55万6,420円に対して、1億55万5,402円で、差し引きますと1,025円でございますが、ほぼ同額の歳出ベースでございます。その右側の欄は、予算計上額の合計でございます。4号補正、9号補正の合計が2,348万円でございます。以

上、災害対策寄附金の内訳のご説明とさせていただきます。なお、重ねてお詫び申し上げますが、私のほうの取扱いで、本来であれば義援金は扱って、被災者の方にお配りすべきものであり、歳計外現金のお取り扱いが正しいわけでしたが、そういった取扱いをいたしませんことにつきましては、大変お詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。以上で説明とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 寄附があった場合、総務課のほうで事務処理をしておる関係上、一般財源のほうに収納してしまったことを誠に申し訳ございませんでした。今後につきましては、歳計外現金として収納し、管理をする考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいま総務課長、企画財政課長が説明しましたとおり、今回の見舞金、寄附金につきましては、適正な執行ではなかったという部分について、再度申し訳なく謝りたいと思っております。申し訳ございませんでした。今後につきましては、日々の財務の管理について明確にしまして、適正に管理してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。5番 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） （不明瞭のため調製付加）

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の中の寄附補正の歳出関係でございますが、今回、歳出予算をそのまま災害寄附金のところには説明として記載しましたが、先ほどの説明の中で、先ほど2枚目で補正予算をコピーしたもののうえに、災害救助臨時経費の内訳ということでご説明申し上げましたが、最初の段階で一般財源として、例えば先ほどの資料ですと23年8月26日の補正の4号の中では、一般財源として1億3,306万4,000円を使っているとしているということでございまして、それに対して今回の927万 円を充当するため、財源振替という処理をしたものでございます。そういう中身で、振替の中身でございますので、その振替をしてありますが、今回の寄附金のところはそのままの状態に記載したために、この災害寄附金と先ほどの2枚目のものを一緒にご覧いただいてご理解いただきたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） だから、最初から昨日、私質問したのは、災害寄附金の927万4,000円というのは、これは山木屋の人たちに配るための2,572万7,000円の財源なんでしょう。けども、今の説明は、今、配られたのでは927万4,000円、山木屋以外の見舞金充当というふうになっているんですよ。すると、おれは金に色がついてないから分からないけれども、だから、こういう形で提

案されれば、どっちが正しいんだということになるわけでしょう。それはどうなの。

○議長（新関善三君） 財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大変分かりづらいような振替で大変申し訳なく思っていますが、先ほどの義援金のほうの2枚目のところがございますが、その右側の上のほうの4段目のところに記載してございますが、23年8月26日の補正第4号で1億4,727万円、これ山木屋以外の見舞金ということで記載してございまして、一般財源が1億3,306万4,000円で、この下の段に今回、災害寄附金を927万4,000円を充当するために、この分を財源振り替えしたということで記載してございましたので、この内容について、この寄附金のところに記載したものでございます。

以上であります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで昼食のため、休憩いたします。再開は午後1時です。

(午後0時01分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ただいま23年度の川俣町一般会計補正予算の審議中ですが、ここで暫時休議いたします。議案の訂正がございますので、暫時休議をさせていただきます。

(午後1時00分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

(午後3時31分)

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 申し上げます。

ただいま議案第11号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第9号）」について、当局より議案訂正の申し出がありました。

ここで当局より説明を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

資料の配付。(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第11号、平成23年度川俣町一般会計補正予算（第9号）の訂正請求についてでございますが、歳出の民生費、災害救助費の財源内訳で、災害対策寄附金927万4,000円を充当しておりましたが、これを一般財源に訂正させていただくものであります。本日の説明の中で、議員の方々からのお質しにより、このような訂正となったわけでありませぬけれども、私どものほうの財源内

訳の整理について間違っておりましたことにお詫びを申し上げながら、訂正をさせていただき議案を提案させていただきます。

なお、訂正いたします内容につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げます。訂正請求の提案理由説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第11号の訂正請求でございますが、これも第9号補正につきましても、大変ご迷惑をおかけしておりますことにお詫び申し上げます。

まず、訂正内容につきまして、初めに申し上げます、その後にあとご説明を申し上げたいと思います。

まず、訂正箇所でございますが、その一覧によりまして、あと差し替え分の第9号の予算書に基づきまして申し上げます。

まず、8ページでございますが、8ページの民生費で特定財源その他でまず訂正前の金額が「2,683万2,000円」でございましたが、それを「1,755万8,000円」に訂正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく8ページでございますが、一般財源で訂正前が「396万円」の減でございましたが、訂正後が「531万4,000円」とお願いするものでございます。

また、同じく8ページの歳出の合計、特定財源その他でございますが、訂正前「2,152万9,000円」を訂正後「1,225万5,000円」をお願いをするものでございます。

同じく8ページでございますが、歳出の合計の一般財源で訂正前が「2,908万6,000円」の減でございましたが、訂正後が「1,981万2,000円」の減でございます。

続きまして21ページでございますが、21ページの災害救助費の特定財源その他のところの訂正前が「2,683万2,000円」でございましたが、訂正後「1,755万8,000円」をお願いするものでございます。

また、同じく21ページの特定財源の一般財源のところでございますが、訂正前が「155万1,000円」の減でございましたが、訂正後「772万3,000円」とお願いするものでございます。

つづきまして、同じく21ページでございますが、災害対策寄附金ということで、訂正前「927万4,000円」を計上しておりましたが、訂正後は削除で一般財源とするものでございます。

同じく21ページでございますが、特定財源その他の計でございますが、訂正前が「2,683万2,000円」でございましたが、訂正後を「1,755万8,000円」とお願いするものでございます。

また、同じく21ページの特定財源、一般財源の計でございますが、訂正前が

「155万1,000円」の減でございましたが、訂正後を「772万3,000円」とお願いするものでございます。補正第9号の訂正内容につきましては、以上でございます。

続きまして、また配布してございます資料の訂正も含めてご説明を申し上げたいと思います。

まず、A4の横の災害対策寄附金、あと右側の上のほうに四角で囲んで訂正後というふうに作成したものをご覧いただきたいと思います。これが単位、円でございます。左側に区分ということで年度とか補正の関係を記載してございます。あとその次は収入、あとその次歳出、あと充当先ということでございますが、まず一番左側の22年度のところの収入でございますが、859万8,600円、あとその下に同じく23年度の3号補正の収入が6,847万6,802円、あとその下の4号補正が1,420万6,910円、あと9号補正が927万4,000円で、22年度分から9号補正まで合計いたしまして1億55万6,427円となっております。予算計上額は記載のとおりです。

また、歳出のほうでございますが、4号補正で1,420万6,000円ということで、山木屋地区以外の見舞金に充当してございまして、合計も同じく1,420万6,000円でございます。

収入から支出を引いた残りが一番下に残額ということで四角で囲ってありますが、8,635万427円でございます。このように先ほどお配りしましたものを訂正ということでよろしくお願いをしたいと思います。

また、別にお配りしました義援金の繰り越し、繰り出し経過の表でございますが、これも先ほどお配りしたものは大変分かりづらいということもございましたので、このように訂正いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。これも単位は円でございます。まず、一番左側に区分、あとその次が収入額、支出額というふうに整理をいたしました。区分の一番左の一番上、平成22年度の収入としまして①でございますが、1,410万6,110円、これは23年度へ一般財源として繰り越してございますので、支出額のほうの⑤は0でございます。また、その次の欄の平成23年度の6月の収入分、これ②でございますが、5,641万2,000円でございます。その右側の支出額の⑥でございますけれども、6,235万円を昨年7月8日、山木屋地区の配分をしております。また、同じく平成23年度の今回の3月補正でございますが、それは③に記載してございますが、1,755万9,237円でございます。今度右のほうの支出額⑦でございますが、2,572万7,000円を今回計上しておりますが、これは3月、今月に山木屋地区に配分予定の義援金の見舞金でございます。一番下の欄が合計でございます。④としまして収入額の合計が8,807万7,347円でございます。また、支出額の合計も8,807万7,347円の同額でございますが、その右側にその端数の関係を記載してございましたが、これまでは端数を出しておきませんでした。分かりやすいように残額としての347円を含む額として合計額を表しました。

続きまして、これをめくっていただきまして、その裏のページでございますが、これは今回訂正をお願いした内容の中で、特に分かりづらかった、まず左側のところの財源の充当の関係、あと右側については同じでございますが、まず、左側の財源の充当の関係でございますが、訂正前につきましては、充当の応急仮設住宅支援補助金の下に、先ほど削除と申し上げましたが、災害等寄附金として927万4,000円をここに記載してございましたが、一般財源の対応とするためにここを削除してございます。その削除した内容で一番右側にその772万3,000円ということで一般財源の記載がございますが、その説明書きを欄外のほうにしておきましたので、まずご覧いただきたいと思っております。この772万3,000円のところの訂正前の額が、一般財源が155万1,000円の減額というふうな形にしておりましたが、927万4,000円を一般財源化することによりまして、その下の欄、訂正後のところでございますが、最初訂正前の155万1000円の減額に22年度からの繰越の義援金分927万4,000円を足しますと、その計算後の金額として772万3,000円でございますが、また、同じページの右側のところの一番上、災害救助費の中の見舞金として2,572万7,000円と計上してございますが、それをその線でちょっと引っ張っておりますが、まず、左側のページの一番上の、一番右側の上の727万円をその災害、一般財源として災害救助臨時の中に充てております。また、義援金の1,755万8,000円も斜め線で引っ張っておりますが、同じく災害臨時経費の見舞金の中にこの分も充てております。

先ほどお配りした資料では大変分かりづらいものでしたので、このような形に分かりやすいような形で記載して説明させていただきました。

以上でこの訂正か箇所と、また訂正内容の説明でございますが、大変また、この第9号補正の関係におきましても、いろいろ皆さん方にご迷惑をおかけいたしましたことを重ねてお詫びしながら説明に代えさせていただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） これから議案訂正の件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

おはかりいたします。

本案に対する議案訂正について、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案に対する議案の訂正については、これを許可することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） これから議案第11号について、質疑を続けます。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第3，議案第12号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第4，議案第13号「平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第5，議案第14号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第6，議案第15号「平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで議事日程について、先ほど議会運営委員会を開催していただきましたので、委員長から報告を願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会の結果について、報告をいたします。

先ほど平成24年度川俣町各会計予算審査特別委員会委員長から本会議の会期延長願いが議長あてに出されております。これは本会議において付託された議案の訂正などが数件発生したため、会議日程が大幅に延びており、本定例会24日までの会期中、予算審査特別委員会をすべて審議することは困難であるという理由でありました。このため議会運営委員会といたしまして議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果、本定例会の会期を3月30日、金曜日まで延長し、会期を23日間とすることが適当であるというふうに結論になりましたので、報告をいたします。

○議長（新関善三君）　ここで議事日程の追加について、おはかりいたします。

「会期延長の件」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　異議なしと認めます。

よって、「会期延長の件」を本日の日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　追加日程第1、「会期延長の件」を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、3月24日までと議決されておりましたが、先ほど議会運営委員長の報告どおり、会期を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「議事進行」という声あり）

○14番（遠藤宗弘君）　会期延長の件だけでも、会期をいつまで延長するのか、本会議はいつ開くのか、こういうものがきちんと出されてないで会期延長だという、これだけで審議すると言ったってどうなるんですか。何やっているんですか。このまま会期延長を認めますと言ったならば、24日には本会議を開くことになるんですよ。何をばかなことをやっているんですか。もっと目を開けて審議に入ってもらいたい。

○議長（新関善三君）　大変失礼をいたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　暫時休議をさせていただきます。

（午後3時51分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　再開いたします。

（午後4時31分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　会期の延長につきましては、大変申し訳なく失礼をいたしました。

それでは、ただいまより資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　ただいま配付しました明日以降の会期延長の日程のとおり、3月30日まで会期を延長し、29日まで休会とし、30日は、午前10時から議会運営委員会を開催し、午後1時から本会議を開催したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月30日までの6日間延長されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は、終了いたしました。
これから予算審査特別委員会を開催していただきます。
本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4 時 3 3 分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新関善三

同 署名議員 五十嵐謙吉

同 署名議員 高野善兵衛